

18歳未満の子供が使うデジタル機器とフィルタリング

インターネット利用がきっかけで子供がトラブルや事件・犯罪に巻き込まれてしまうケースは増えており、内容も多様化しています。安全かつ適切に利用するためには、知識・経験・判断力はもちろん、規範意識（＝ルール・モラル・マナーを守る意識）、自制心（自分をコントロールする心）を育むことは待ったなしの状況ですが、大人でもトラブルにあってしまうのですから、子供にスマホ等を使わせるなら年齢・知識・判断力に応じた手助けが必要です。

「フィルタリング」は、好奇心や楽しさによる冷静さを欠いたアクセスに適度なブレーキをかけるだけでなく、見ただけではわかりづらい悪意の仕掛けがあるサイト等へのアクセスを防いでくれる頼もしいツールです。犯罪被害児童の9割以上がフィルタリングを設定していなかったというデータもあります。大人のために作られた機器を使う子供たちが意図せずトラブルに巻き込まれてしまうようなことが生じないよう、フィルタリングを上手に活用しましょう。

法改正で、18歳未満は「購入・機種変更時のフィルタリング有効化」が義務に

青少年インターネット環境整備法*（平成21年4月施行／平成30年2月改正法施行）

携帯電話会社や格安スマホ会社(MVNO)とその契約代理店には、新規の携帯電話回線契約時および機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、次のような義務が課せられています。

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満かどうか確認する

フィルタリング説明

- ①青少年に有害な情報の閲覧による危険
- ②フィルタリングの必要性とその内容について保護者又は青少年に説明する

フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う

これに伴い、子供の利用状況を適切に把握すると共に、18歳未満が使用者である旨を申し出ること、フィルタリングの説明を受けること、フィルタリングソフトやOSの設定を行うことなどが、保護者の役割となります。

* 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

フィルタリングを上手に活用しましょう！

「子供を信頼しているから」という理由で解除してしまう保護者もいるようですが、『信頼』と『安全』とは別問題です。また、「子供が使いたいサービスやアプリが使えない」という理由も多いようですが、フィルタリングを外さなくても、使いたいサービスやアプリを個別に利用許可することができます。

店頭で初期設定する場合、子供にパスワードが伝わらないように気をつけてください。当然、これは、ご家庭で設定する場合も一緒です。誕生日や記念日などの想像しやすいパスワードもNG。設定変更や詳細設定はパソコンからでも手軽にできますが、パスワードの管理は必ず保護者が行ってください。

導入されていない機器を使う場合はインストールする

店頭やご家庭で初期設定を行う

フィルタリングのレベルを選択

必要に応じて詳細設定を行う

成長に合わせて設定を変更！

保護者の代わりに子供のネット利用を見守る

NTT docomo、au(KDDI)、SoftBankは『あんしんフィルター』という名称で提供。その他、フィルタリングアプリはたくさんあります。スマホだけでなく、ゲーム機やタブレット、子供に貸すスマホ、おさがりのスマホ等にも、フィルタリングを！

【注意】いずれの機器も、各社提供サービスを使う、PCと同じものを使う、その他任意のフィルタリングを使う等、保護者の方が適切にご判断ください。